

1 議案名

徳島県学校運営協議会規則の制定について

2 提案理由

地域住民、保護者等が学校の運営に参画し、当該運営への必要な支援及び協力を行うことにより、地域とともにある学校づくりを実現することを目的として、県立学校に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入するに当たり、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

学校教育課

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県学校運営協議会規則</p>	<p>課 (室) 名 学 校 教 育 課</p>
	<p>担当者名 寒 川 由 美</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>提案理由 地域住民、保護者等が学校の運営に参画し、当該運営への必要な支援及び協力を行うことにより、地域とともにある学校づくりを実現することを目的として、県立学校に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入するに当たり、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三十一年法律第百六十二号） 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成二十九年法律第二十九号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県学校運営協議会規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県学校運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、徳島県立学校（以下「学校」という。）（分校を含む。）ごとに協議会を設置することができる。ただし、中高一貫教育を施す場合その他の二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると委員会が認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

3 委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長に通知するものとする。

(委員)

第三条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、十五人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

一 対象学校の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒等の保護者

三 対象学校の運営に資する活動を行う者

四 学識経験者

五 対象学校の校長

六 前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

2 委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(守秘義務等)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定によるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 委員たるに適しない非行

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

三 その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第六条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(会議の公開)

第八条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、その旨をあらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(解任)

第九条 委員会は、委員から辞任の申出があつたときのほか、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

一 職務の遂行に支障があるとき

二 職務を怠つたとき

三 第四条の規定に違反したとき

四 その他解任に相当する事由が認められるとき

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第十条 対象学校の校長は、次に掲げる当該対象学校の運営に関する基本的な方針について、協議会の承認を得るものとする。

一 学校経営方針

二 教育課程の編成

三 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)

第十一条 協議会は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に関する事項について、委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するよう、当該対象学校の職員の採用その他の任用(特定の個人に関するものを除く。)に関して、委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前二項の規定により委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する情報提供)

第十二条 協議会は、対象学校に在籍する生徒等の保護者、地域の住民その他の関係者に対して、学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関する情報を積極的に提供し、理解を深めるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十三条 委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県学校運営協議会規則について

学校教育課

1 規則制定の理由

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入により、県立学校に組織的・継続的な地域とともにある学校づくりを実現し、高校教育の質の向上・魅力化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を県立学校に設置することに伴い、本県の学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものである。

2 規則の概要

(1) 協議会の趣旨及び委員の任命について

- ・学校運営に必要な支援に関して協議する機関として協議会を設置する。
- ・委員は、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の地域住民、生徒の保護者等の中から対象学校の校長の意見により教育委員会が任命する。
- ・委員の任期は1年とする。
- ・委員に守秘義務等を課す。

(2) 協議会の会議及び承認事項について

- ・協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- ・対象学校の校長は、学校経営方針、教育課程の編成その他必要と認める事項について協議会から承認を得る。
- ・対象学校の校長は、承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行う。

(3) 学校運営等に関する協議会からの意見の申出について

- ・協議会は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。
- ・協議会は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するよう、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 施行期日

令和2年4月1日